二　基本図測量等及び大縮尺図測量等の空中三角測量、現地調査及び補測作業並びに測量原図の作成に関すること（画像調査課の所掌に属するものを除く。）。
三　図化を行うこと（画像調査課の所掌に属するものを除く。）。
四　前三号に掲げる事務に係る測量に関する品質管理を行うこと。
五　前各号に掲げる事務に係る測量に関する調査及び研究を行うこと。
（地名情報課の所掌事務）
**第五十条**　地名情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　基盤地図情報の整備（行政区画等の代表点を伴うものに限る。）に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。
二　地図作成及び地名、地理識別子その他の地理に関する資料の収集及び処理に関すること。
三　陸地の面積の測定を行うこと。
四　前三号に掲げる事務に係る測量に関する品質管理を行うこと。
五　前各号に掲げる事務に係る測量に関する調査及び研究を行うこと。
（画像調査課の所掌事務）
**第五十一条**　画像調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　基盤地図情報の整備（標高点に関するものに限る。）に関すること（管理課の所掌に属するものを除く。）。
二　基本図測量等及び大縮尺図測量等の標定点測量及び測量用写真の撮影を行うこと。
三　基本図測量等及び大縮尺図測量等の空中三角測量、現地調査及び補測作業並びに測量原図の作成を行うこと（災害応急対策に係るものに限る。）。
四　図化を行うこと（災害応急対策に係るものに限る。）。
五　写真地図の調製に関すること。
六　前各号に掲げる事務に係る測量に関する品質管理を行うこと。
七　前各号に掲げる事務に係る測量に関する調査及び研究を行うこと。
（地図情報技術開発室の所掌事務）
**第五十二条**　地図情報技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究を行うこと（管理課の所掌に属するものを除く。）。
二　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する調査及び研究を行うこと。
三　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
四　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関連するものに限る。）。
（応用地理部の所掌事務）
**第五十三条**　応用地理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地理調査、陸水調査及び沿岸海域基礎調査（以下「地理調査等」という。）に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　地図の編集に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
三　地図、空中写真、基準点成果その他地理に関する資料（以下「地図等」という。）で環境の保全及び災害の防止に資するもの及びその数値化情報の収集及び処理に関すること。
四　地理調査等の成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
五　地図の編集の成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
六　地理調査を行うこと。
七　地理に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
八　地理に関する調査図及び局地図の作成に関すること。
九　陸水調査に関すること。
十　沿岸海域基礎調査に関すること。
十一　陸水調査及び沿岸海域基礎調査に関する研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。
十二　環境の保全及び災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関する事務のうち、企画及び立案並びに調整に係るもの以外のものに関する調査及び研究を行うこと。
十三　第六号、第九号及び第十号に掲げる調査に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
十四　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（環境の保全及び災害の防止に資する地理調査に関連するものに限る。）。
十五　地図及び地理調査の成果の刊行に関すること。
十六　地図の編集に関すること。
十七　地図等の数値化情報の画像処理に関すること（地理空間情報部の所掌に属するものを除く。）。
十八　情報通信システムを利用した災害、防災に資する地理調査等に関する成果及び資料の検索及び提供に関すること。
十九　第六号に掲げる調査に関する研究（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）並びに第十六号から前号までに掲げる調査及び研究を行うこと（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）。
（環境地理情報企画官）
**第五十四条**　応用地理部に、環境地理情報企画官一人を置く。
2　環境地理情報企画官は、環境の保全に資する地図等及びその数値化情報の収集、処理及び提供に関する企画及び立案並びに総括に関する事務を整理する。
（応用地理部に置く課）
**第五十五条**　応用地理部に、次の四課を置く。
企画課
環境地理課
防災地理課
応用地図課
（企画課の所掌事務）
**第五十六条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地理調査等に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　地図の編集に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
三　環境の保全及び災害の防止に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関する企画及び立案並びに調整に関すること（環境地理情報企画官の所掌に属するものを除く。）。
四　地理調査等の成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
五　地図の編集の成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
六　前各号に掲げるもののほか、応用地理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（環境地理課の所掌事務）
**第五十七条**　環境地理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　環境の保全に資する地図等及びその数値化情報の収集及び処理に関すること（企画課及び環境地理情報企画官の所掌に属するものを除く。）。